

政令第二百九十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の二、第十七条第二項第二号及び第四号（これらの規定を同法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十七条の六並びに第十九条の二十一第一項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第三条第八項、同法附則第五条第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十八第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十六を第一条の十七とし、第一条の十五を第一条の十六とし、第一条の十四を第一条の十五とする。

第一条の十三の前の見出しを削り、同条第二号中「第一条の十五」を「第一条の十六第二号」に改め、同条を第一条の十四とし、同条の前に見出しつして「（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）」を付する。

第一条の十二を第一条の十三とし、第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とする。

第一条の九第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条を第一条の十とする。

第一条の八第一項第二号中「第一条の十」を「第一条の十一」に改め、同条を第一条の九とする。

第一条の七を第一条の八とし、第一条の六を第一条の七とする。

第一条の五中「第三条第六号の三」を「第三条第六号の四」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四中「第三条第六号の一」を「第三条第六号の三」に改め、同条を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。

（有害水バラストの要件）

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上の水中の生物の数が一立方メートル当た

り十個以上であること。

二 当該水バラストに含まれる最小径十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方センチメートル当たり十個以上であること。

三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の国土交通省令・環境省令で定める細菌の数が国土交通省令・環境省令で定める基準に該当するものであること。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を削り、第九条の二を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(船舶からの有害水バラストの排出の基準)

第九条 法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

排出海域	基準
一 公海	
イ	次のイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 主として公海において積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合

二 公海以外 の海域	<p>する有害水バラストの排出であること。</p> <p>口 特定船舶（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶以外の船舶のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）からの有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。</p> <p>イ 次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。</p> <p>イ 当該有害水バラストが排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。</p> <p>ロ 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国（法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）との間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水</p>
---------------	--

バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は当該船舶バラスト水規制管理条約締約国との内水、領海若しくは排他的経済水域において行われる有害水バラストの排出であること。

ハ 特定船舶からの有害水バラストの排出であつて、前号下欄口に規定する措置が講じられているものであること。

(二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラストの排出)

第九条の二 法第十七条第二項第四号の政令で定める要件は、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国間ににおいて合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることとする。

第九条の三を第九条の六とし、同条の前に次の三条を加える。

(湖、沼又は河川に関する読み替え)

第九条の三 法第十七条の六の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第二項	が海洋環境 において海洋環境	が湖沼等（第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。）の環境
第十七条第三項	海洋の 海洋等	おいて湖沼等の環境
第十七条の三第一項	有害水バラストの不適正な排出 不適正な有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とすことをいう。以下同じ。）	不適正な有害水バラスト湖沼等排出
第十七条の三第二項	有害水バラストの不適正な排出 不適正な有害水バラスト湖沼等排出	不適正な有害水バラスト湖沼等排出（第十七条の六において準用する第十七条の三第二項）
第十七条の四第一項	有害水バラストの排出	有害水バラスト湖沼等排出

第十七条の五第二項

外国船舶

日本船舶以外の湖沼等において航行の用

に供する船舟類

(湖沼等において航行の用に供する船舟類からの有害水バラスト湖沼等排出の基準)

第九条の四 法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の各号に

掲げる要件のいずれかに適合する有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラストを湖沼等（法第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。）に流し、又は落とすことをいう。以下同じ。）であることとする。

一 当該有害水バラストが流れ、又は落とされる場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして

国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等排出であること。

二 日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国との間において湖沼等の環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び有害水バラスト湖沼等排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の湖沼等又は当該船舶バラ

スト水規制管理条約締約国の湖沼等において行われる有害水バラスト湖沼等排出であること。

三 特定船舟類（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舟類以外の船舟類のうち、有害水バラ

ストの排出量、排出頻度その他の有害水バラスト湖沼等排出に関する事項を勘案して湖沼等の環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舟類をいう。）からの有害水バラスト湖沼等排出であつて、湖沼等の環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。

(二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出)
第九条の五 第九条の二の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第四号の政令で定める要件について準用する。この場合において、第九条の二中「排出を」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この条において同じ。）を」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

第十一条の十の表第一号中「一パーセント」を「〇・一パーセント」に改める。

別表第一の三中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

別表第一の四中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。

別表第一の五中「第一条の八、第一条の九」を「第一条の九、第一条の十」に改める。

別表第一の六中「第一条の十一、第一条の十二」を「第一条の十二、第一条の十三」に改める。

別表第一の七中「第一条の十一」を「第一条の十二」に改め、同表第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改める。

別表第四中「第九条の三」を「第九条の六」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第十一条の十の表第一号の改正規定及び附則第五条から第七条までの規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

（改正法附則第二条第一項の政令で定める水域）

第二条 改正法附則第二条第一項の政令で定める水域は、次に掲げる水域とする。

一 全ての国の領海の基線（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百

メートル以上の海域

二 前号に掲げる水域以外の水域のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ その周辺に前号に掲げる水域が存在しない水域であつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国の領海等（内水、領海又は排他的経済水域をいう。以下同じ。）において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

ロ 船舶バラスト水規制管理条例締約国（改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条例締約国をいう。以下同じ。）の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条例締約国の政府が指定する水域

（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）

第三条 改正法附則第二条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件とする。

一 特定水バラスト交換（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この条に

において同じ。）を行うための有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいう。以下この条において同じ。）次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

特定水バラスト交換を行う水域	要件
一 前条第一号に掲げる水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。 イ 船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼等をいう。）において航行の用に供する船舟類を含む。以下同じ。）に積まれている水バラストの大部分が当該水域の水と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。
二 前条第二号に次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。	ロ 水域環境の保全に及ぼす影響をできる限り少なくするものとして国土交通省令で定める方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。

掲げる水域

イ 船舶に積まれている水バラストの大部分が当該水域の水と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

(1) 日本国の領海等において行われる有害水バラスト排出　日本国領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

(2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラスト排出　当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行つた水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

特定水バラスト交換を行つた水域	要件
一 前条第一号に掲げる水域	前号の表第一号下欄イに規定する方法により行われた特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であること。
二 前条第二号に掲げる水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。 イ 前号の表第二号下欄イに規定する方法により行われた特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であること。 ロ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (1) 日本国の領海等において行われる有害水バラスト排出　日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び

環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

(2) 船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラスト排出 当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

(改正法附則第二条第一項の政令で定める日)

第四条 改正法附則第二条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 船舶バラスト水規制管理条約（新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約をいう。以下この条において同じ。）第十八条1の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日（以下この条において「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。） 条約発効日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表の下欄に掲げる設備等（新法第五条第一項から第三項までに規定する設備に限る。以下この号において「特定設備」という。）についての新法第十九条の三十六の規定による定期検査（新法第十九条の四十六第二項の規定によ

り当該定期検査を行つたものとみなされる同項の検査を含む。以下この号において単に「定期検査」という。）が開始される日（当該定期検査が開始される日が当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われる定期検査が開始される日であるときは、その次に行われる特定設備についての定期検査が開始される日。次号において「定期検査開始日」という。）又は平成三十五年十二月三十一日のいずれか早い日

二 次に掲げる船舶 平成二十八年において船舶引渡日（当該船舶が船舶所有者に対し引き渡された日をいう。）に応当する日以後の定期検査開始日（平成二十七年十二月三十一日までに船舶バラスト水規制管理条約が効力を生じないときは、条約発効日以後の定期検査開始日）又は平成三十五年十二月三十一日のいずれか早い日

イ 平成二十年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶であつて、水バラストタンク（船舶に設置されたタンクであつて、水バラストの積載のためのものをいう。口において同じ。）の容量が千五百立方メートル未満であるもの又は五千立方メートルを超えるもの

ロ 平成二十一年一月一日以後平成二十三年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶

であつて、水バластタンクの容量が五千立方メートル以上であるもの

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第五条 改正法附則第三条第八項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大학교、独立行政法人

水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(外国船級協会の事務所等における検査に要する費用)

第六条 改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費

用については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定を準用する。

(権限の委任)

第七条 改正法附則第四条第一項、第二項及び第四項の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令の一部改正)

第八条　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条の九第一項第一号」を「第一条の十第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一条の九第一項第五号」を「第一条の十第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項中「第一条の九第二項」を「第一条の十第二項」に改め、同条第五項中「第一条の九」を「第一条の十」に改める。